

令和5年9月14日

報道関係者各位

櫃原市 福祉部 長寿介護課

介護保険料の算定誤りについて

介護保険料の賦課について、税の申告による所得変更などにより、介護保険料を遡って更正した一部の方に対し、介護保険料を過大または過少に算定していたことが判明しました。

市民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1. 経緯

介護保険料の賦課決定は、平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、『「各年度における最初の納期」の翌日から2年を経過した日以降は、賦課決定を行うことができない』とされており、櫃原市では、特別徴収・普通徴収とも「各年度における最初の納期」を、一律に普通徴収（納付書、口座振替など）の第1納期限である「7月31日」として期間計算を行っていました。

今般、他の自治体において、法令解釈による設定誤りがあり「介護保険料の算定誤りが生じている」との情報提供を受けたことから、櫃原市も厚生労働省に法令解釈の確認を行いました。

その結果、同省から『特別徴収（年金天引き）については、「各年度における最初の納期」は「5月10日」である』という見解を得ました。

この見解を受け改めて賦課状況を確認したところ、櫃原市でも、特別徴収の被保険者について、賦課決定ができない期間（5月11日～7月31日）に増額又は減額の賦課更正を行った対象者がおられることが判明しました。

2. 誤った内容と今後の対応

(1) 対象期間

平成29年度から令和5年度までに遡及賦課した、平成27年度分から令和3年度分までの介護保険料

(2) 対象人数・金額・今後の対応

① 過大徴収

人数…7人

金額…122,700円

今後の対応…お詫びの文書と還付手続きのご案内の通知を送付します。

② 過大還付

人数…9人

金額…188,500円

今後の対応…賦課決定期間を過ぎていることから、介護保険料の返還を求めません。

3. 再発防止策

法改正時には、国・県に法令解釈等について確認を行うとともに、システム委託業者等との情報共有を密にし、適正な法解釈、運用を行うことによって、再発防止に努めます。

<本件に関する問い合わせ先>

櫃原市 福祉部 長寿介護課

櫃原市内膳町1-1-60 分庁舎2階

TEL:0744-22-8108 (直通)

担当:樋上、宮田